

■(5) 斎場・火葬場の整備 ■

現状と課題

○ 「斎場あご」は、昭和43年の建設以来、36年が経過し老朽化が進んでいます。また、周辺は住宅や商業施設などの立地による環境の変化が著しいため、市民からは新斎場の建設が望まれています。墓地については、人口増加の著しい地区では、墓地需要の増大から区画不足となっているところがあり、需要に対応するため地域と協働し用地の確保を行う必要があります。

■埋火葬許可件数の推移 (単位：件)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
火 葬	588	650	668	659
埋 葬	8	8	1	7
計	596	658	669	666

資料：環境課

施策の体系

斎場・火葬場の整備——①斎場・火葬場の整備

施策の方向

①斎場・火葬場の整備

担当課／生活環境部 環境課

①- 1 新斎場の建設

「斎場あご」の老朽化にともなう新火葬場の建設を地域住民の理解を得ながら促進し、効率的な運営を図ります。

①- 2 墓地用地の確保

墓地需要の増大に対応して用地の確保に努めるとともに、自治会等による適正な墓地管理を進めます。

- (主な事業)
- * 火葬場建設事業
 - * 墓地整備事業費補助事業



第2章

生活・安全の志

— 安全を保ち、快適に暮らす —

2-1 災害・火災対策の推進

■(1) 消防・防災対策の推進■

現状と課題

- 本市における消防体制は、志摩広域消防組合による常備消防と消防団による非常備消防により組織されています。近年、多様化かつ多発する広域災害を見据え、常備消防と非常備消防とが迅速かつ機能的に働き、消防力が発揮されることが必要です。また、市民の防火意識の高揚を図り、安全・安心に暮らすため、防火協会等との連携強化が必要です。
- 救急業務については、志摩広域消防組合により既に体制が確立していますが、救急要請に対し迅速に出動できるとともに、救命率の一層の向上を図るための人材育成が急務となっています。
- 阪神淡路大震災以降、大規模災害発生時の対策と日常的な備えの重要性が叫ばれるようになりました。本市域は、平成14年に「地震対策防災強化地域」、平成15年に「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、東南海地震では震度6強の揺れが予測されています。将来発生が予想される大規模災害に対する市民の不安を取り除く体制面や施設面での整備が必要です。
- 地震対策として公共施設の耐震診断および耐震化を順次進めていますが、個人の負担をとまなう民間住宅の耐震化は、思うように進んでいない状況にあり、制度の充実が望まれます。また、核家族化の進展にともない、集落内に空き家が点在し老朽化とあいまって、これらへの対策も必要となっています。一方、地震・津波や台風など自然災害に応じた避難所は市内に106か所指定されています。災害を最小限に食い止めるため、予防・監視体制を強化することが必要です。
- 災害時に力を発揮するのが迅速な情報伝達であり、地域コミュニティにおける自主的な防災体制です。本市では、日頃から市民と協働して防災訓練や防災教育に取り組んでおり、市民の防災・減災に関する意識は高くなっています。遠距離通学の生徒も多数見られることから、帰宅対策も必要で、県や近隣市町、学校、地域、市民とが連携し、災害が発生した際に、その状況に的確に対処し、応急・復旧できるような備えとシステムが必要です。
- 平成16年9月に「国民保護法」が施行され、有事の際、国民を適切に保護することが求められています。太平洋に面し、長い海岸線を持つ本市においては、有事対策への対応が必要です。

■火災発生状況

区 分		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
出 火 件 数(件)		52	22	44	39	53
うち建物出火件数(件)		17	8	15	20	20
焼失被害	建 物(㎡)	1,235	190	500	551	1,047
	山林原野(a)	79	50	6	3	0
人的被害	死 者(人)	1	0	1	1	0
	傷 者(人)	2	0	6	5	0
一 日 平 均 損 害 額(円)		417,364	43,929	263,704	110,044	217,173
出 動 人 員(人)		608	304	477	480	639

資料：消防年報

■消防施設の設備状況（非常備消防）

(平成17年4月1日現在)

区 別	志摩市全体	浜島方面隊	大王方面隊	志摩方面隊	阿児方面隊	磯部方面隊	本 部
団 員 数(人)	920	128	140	207	241	184	20
消防ポンプ自動車(台)	3	—	—	1	2	—	—
小型動力ポンプ積載車(台)	62	9	7	13	13	20	—
小型動力ポンプ(台)	63	9	7	13	13	21	—
消火栓(消防法含む)(基)	1,105	103	117	261	508	116	—
防 火 水 槽	40㎡未満 (基)	1	—	1	—	—	—
	40㎡～60㎡(基)	29	23	194	26	60	—
	60㎡以上 (基)	—	2	5	—	—	—
	計 (基)	30	25	200	26	60	—
その他水利(プール等)		108	29	3	20	11	45

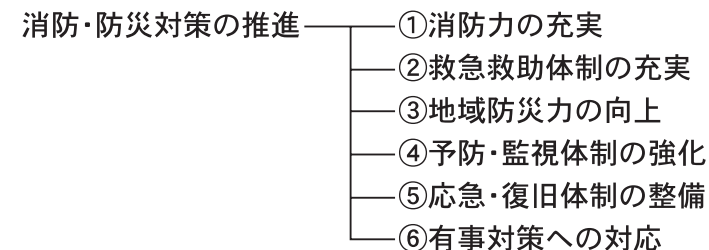
資料：消防防災・震災対策現況調査

■主な災害の記録

年 度	災 害 名	備 考(被害等)
昭和19年	昭和東南海地震	12月7日M7.9、熊野灘沿岸に6～8mの大津波。
昭和21年	昭和南海地震	12月21日M8.0、熊野灘沿岸に4～6mの大津波。
昭和28年	13号台風	9月25日最大瞬間風速45m。高潮により道路、家屋を中心に大きな被害を受ける。
昭和34年	伊勢湾台風	9月26日志摩半島に接近。災害救助法発動。
昭和35年	チリ津波	5月24日チリ沖で起きた地震により津波が発生。真珠産業を中心に大きな被害を受ける。
昭和36年	第二室戸台風	9月16日
昭和46年	23号台風	8月30日紀伊半島を横断する。大雨による被害が甚大。
昭和49年	8号台風(七夕豪雨)	7月7日400～500mmの大雨となり、伊勢市を中心に大きな被害が出る。

資料：旧町地域防災計画

施策の体系



施策の方向

①消防力の充実

担当課／総務部 防災交通課

①- 1 消防団員の確保

昼間の消防力に対応するため、女性消防団員の任用やＯＢ団員の登用、活動を限定した機能別分団の設置を推進します。また、消防活動への理解を求めるため、市内の企業等へ働きかけます。

①- 2 消防体制の強化

常備消防との連携を深め、より迅速な災害対応がとれるよう消防団組織の出動体制の見直しを図ります。また、消防団の訓練や各種研修会を実施し、団員の技能・資質向上を図るとともに、火災予防週間における広報活動や防災訓練などを通して、市民への防火・防災意識の高揚に努めます。

①- 3 消防水利、消防施設の整備・充実

消火栓の維持管理や新設、耐震性を有する防火水槽の配備等、消防力の基準に基づいた計画的な整備に努めます。また、消防ポンプや小型動力ポンプ付積載車などについては、老朽化による消防力の低下を招かないよう十分配慮し、適正配備に努めます。

（数値目標）		平成17年	平成22年
	◆ 消防小型動力ポンプ付積載車の配備率 （市管理の消防積載車全65台に対して）	4.6%	24.6%
（主な事業）	＊ 消防団総合整備事業		

②救急救助体制の充実

担当課／総務部 防災交通課

②- 1 救急救助体制の充実

救急救命士の技能向上、新たな救命士の育成、諸署への適正配置等を、志摩広域消防組合と連携して取り組むとともに、総合保健センターや阿児アリーナなどへのＡＥＤ＊１の設置と、各職場や市民を対象とした救命救急講習会の開催を推進します。

（数値目標）		平成17年	平成22年
	◆ 救命救急講習会	100回	120回
（主な事業）	＊ 救命救急啓発事業		

＊１ ＡＥＤ：Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器）の略。高性能の心電図自動解析装置を内蔵し、心電図を解析し除細動（電気ショック）が必要な不整脈を判断する医療機器。

③地域防災力の向上

担当課／総務部 防災交通課

③- 1 実践的な防災体制の構築

市内外における過去の災害や危機等を検証し、現状評価に基づく地域防災計画を作成するとともに、実施計画および各種マニュアルによる実践的な防災体制の強化を図ります。また、各種マニュアルでは、自助、共助、公助の役割分担を明確化するとともに、実施計画については進捗状況を把握し、その減災効果を評価したうえで毎年見直しを図ります。

③- 2 自主防災組織の強化

災害の防止、被害の軽減を図るためには市民が災害直後に救出救護、初期消火、避難等を自主的に行う防災活動が最も重要であることから、地域、企業等の自主防災組織＊１の強化・活性化を促進します。また、自主防災組織の防災力を高めるため側面からの支援を行います。

③- 3 防災意識の普及・啓発

防災意識啓発のためのパンフレットを作成し、各戸に配布するとともに、各支所、連絡所の窓口等に配置し、防災意識、知識の普及・啓発を図ります。

③- 4 防災対応力の養成

防災関係機関および市民の協力を得て、避難、救助、消防等の総合的な防災訓練を行い、災害に対する行動力を養成します。また、行政職員の迅速かつ的確な防災対応力の向上を図るため、緊急時職員等参集システム整備事業、職員初動マニュアル整備事業等を推進します。

- （主な事業）
- ＊ 地域防災計画作成事業
 - ＊ 自主防災組織活性化促進資機材整備事業
 - ＊ 防災意識啓発事業
 - ＊ 防災訓練事業
 - ＊ 緊急時職員等参集システム整備事業
 - ＊ 職員初動マニュアル整備事業



＊１ 自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的な活動を行うため結成される組織。

④ 予防・監視体制の強化

担当課／総務部 防災交通課
建設部 都市計画課

④-1 危険区域監視体制の強化

本市全域を対象とした、市民と行政機関が相互通報する土砂災害情報相互通報システムの整備を推進します。

④-2 建築物の耐震化

地震被害の軽減を図るため、民間住宅や公共建築物等の耐震診断・耐震改修等を推進し、耐震化の向上に努めます。

④-3 密集市街地対策

「三重県における密集市街地の基準（案）」に基づき、三重県とともに被害を最小限に抑えられるよう努めます。

④-4 防災施設・設備等の整備・充実

避難地、避難路、消防用施設、地域防災拠点施設などの整備を推進します。

- （主な事業）
- * 土砂災害情報相互通報システム整備事業
 - * 緊急地震対策促進事業
 - * 国土交通省まちづくり交付金事業（志摩町和具地区の防災に関する施設整備）



⑤ 応急・復旧体制の整備

担当課／総務部 防災交通課

⑤-1 緊急通信システムの整備

災害時の迅速な情報収集や伝達が行えるよう、志摩市役所本庁舎を拠点として、情報の収集と統制をし、円滑な通信を確保する防災行政無線設備整備事業等を推進します。

⑤-2 災害時要援護者対策の構築

高齢者等の独居家庭が増加しており、災害時の要援護者対策として自主防災組織を充実させ、安心して地域で生活できる体制を構築します。

⑤-3 広域災害および津波対策の推進

津波を想定したタウンウォッチング*1や災害図上訓練（D I G*2）を実施して、津波浸水予想地域のマップ化や避難経路の選定など津波避難計画を作成し、広域災害に対する防災、津波対策を推進します。

⑤-4 復旧復興体制づくり

復旧復興については、災害復旧事業等による公共的施設の復旧整備のみならず、地域経済の復興、被災者の自立等に対する支援体制づくりを進めます。

- （主な事業）
- * 緊急地震対策促進事業
 - * 防災行政無線設備整備事業
 - * 防災行政無線設備（同報系）基本計画作成事業
 - * 三重県防災通信ネットワーク整備事業（負担金）
 - * 災害図上訓練（D I G）事業

⑥ 有事対策への対応

担当課／総務部 防災交通課

⑥-1 有事対策への対応

「国民保護法」の施行による有事対策として、志摩市民保護計画策定事業を推進するとともに保護条例の制定、保護協議会の設置等を検討します。

- （主な事業）
- * 志摩市民保護計画策定事業

*1 **タウンウォッチング**：地域の特徴や問題を見つける方法の1つで、まちづくりにおける現況把握の手法としてよく使われる。実際にまちを散策して、町並みについて考えたり、地域について感じたことなどを記録して、地域の特徴を見つけようとするもの。「まち歩き」とか、「まちウォッチング」などとも言う。

*2 **D I G**：Disaster Imagination Game（災害想像力ゲーム）の略で、災害図上訓練のこと。身近な地図のうえで、自分の身に襲いかかる災害を想像してみる訓練手法。

■(2)河川・海岸・砂防の整備■

現状と課題

- 本市の河川延長は約79km、19河川が2級河川に、33河川が準用河川にそれぞれ指定されています。いずれの河川も川幅が十分でなく、台風や集中豪雨時には、河川が氾濫して建物や道路などに被害を与えており、継続事業として改修が進められています。また、本市の海岸線は、太平洋、英虞湾、的矢湾に面し、多くが海岸保全区域に指定されています。自然災害を予防して市民の不安を取り除くことはもちろん、眺望や景観に配慮した河川・海岸保全に努める必要があります。

施策の体系

河川・海岸・砂防の整備——①河川・海岸・砂防の整備

施策の方向

①河川・海岸・砂防の整備

担当課/建設部 建設整備課

①-1 洪水防止対策の推進

台風や集中豪雨等による河川の氾濫防止対策として河川整備計画を策定し、県が管理する2級河川の整備促進を働きかけるとともに、市管理の準用河川・普通河川の整備を推進します。また、河川整備にあたっては、自然景観と調和した整備を推進し、河川環境の向上に努めます。

①-2 海岸保全対策の推進

海浜の高度利用や自然景観と調和した海岸整備とともに、高潮・津波対策や緊急時の避難を考慮した護岸整備と樋門、防潮扉の自動化を国・県に働きかけます。

①-3 土砂災害対策の推進

災害から市民の生命、財産を守るため、急傾斜地*1崩壊危険箇所の定期的な点検の実施と急傾斜地崩壊対策事業の推進に努めます。

- (主な事業)
- * 河川整備計画策定事業
 - * 河川改修事業
 - * 国補海岸事業
 - * 国補急傾斜地崩壊対策事業

*1 急傾斜地：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」によれば、斜面の傾斜度30度以上ある土地を指す。

2-2 生活安全対策の推進

■(1)交通安全・防犯の推進■

現状と課題

- 本市では、観光・リゾート地としての季節による一部主要幹線道路の渋滞など交通環境は悪化し、交通事故の発生する危険性も増加しています。なかでも、交通弱者である高齢者や子どもの交通事故が懸念される状況にあります。本市の近年の交通事故の発生状況を見ると、発生件数はやや減少しているものの死傷者数は増加しています。交通環境が変化するなかで、法の遵守やゆずりあいの心など、交通事故の発生をできる限り抑制する対策が必要です。また、事故に遭った人の救済手段として、三重県交通災害共済制度がありますが、ここ数年加入率は横ばい状態であり、未加入者に対し啓発活動を促進し、加入率を高めていくことが求められています。
- 近年、犯罪が広域化、凶悪化、低年齢化するとともに、インターネット*1を利用した犯罪や振り込め詐欺など犯罪が複雑化しています。本市では犯罪件数は横ばい状態にあるものの知能犯は大幅に増加し、また、青少年補導件数の著しい増加は憂慮すべき状況にあります。こうしたなかで、警察や学校と連携・協力を得ながら防犯協会や青少年補導センター等各種団体の活動とともに、防犯灯の計画的な設置等防犯活動に取り組んできました。一方、市民相互の連帯感や信頼感の希薄化が犯罪を誘発する原因になっています。普段から積極的に声をかけあうなど、地域における犯罪抑止力を向上させ、犯罪の未然防止を図る必要があります。
- 犯罪が発生した際、迅速に解決できることは、市民が安心して暮らすための必要条件であり、警察署を誘致し、警察力を向上することは緊急の課題です。



*1 インターネット：世界中の情報通信端末を相互に接続した大規模なコンピュータのネットワーク。

■交通事故の発生状況の推移（鳥羽警察署管内）

（単位：件、人）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
発生件数	人身事故	254	275	264	276
	物損事故	1,569	1,572	1,421	1,347
	計	1,823	1,847	1,685	1,623
死傷者数	死者	7	6	6	8
	傷者	339	372	340	381
	計	346	378	346	389

資料：鳥羽警察署

■犯罪件数の推移

（単位：件）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
凶 悪 犯	3	2	3	8	3
粗 暴 犯	19	21	22	22	20
窃 盗 犯	570	669	607	424	465
知 能 犯	26	26	41	38	49
風 俗 犯	2	2	5	1	2
そ の 他	53	112	128	123	114
計	673	832	806	616	653

資料：鳥羽警察署

■青少年補導件数の推移（鳥羽警察署管内）

（単位：件）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
小 学 生	—	—	—	3	3
中 学 生	91	82	53	84	81
高 校 生	243	444	611	776	562
各種学校・大学生	12	33	57	49	69
有 職 少 年	178	195	360	347	289
無 職 少 年	203	191	311	281	213
計	727	935	1,392	1,540	1,217

資料：鳥羽警察署

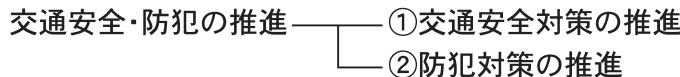
■防犯灯の設置状況および整備計画

（平成17年7月1日現在、単位：基）

地 区 名	現 況	整 備 計 画
浜 島 地 区	661	新規設置および移設等で60基／年の整備を行う
大 王 地 区	1,047	
志 摩 地 区	1,402	
阿 児 地 区	2,212	
磯 部 地 区	836	
計	6,158	

資料：防災交通課

施策の体系



施策の方向

①交通安全対策の推進

担当課／総 務 部 防災交通課

①- 1 高齢社会における交通事故対策

高齢者の交通事故が増加しているなかで、交通安全に関する知識を身につけるため、参加・経験型による実践的、効果的な交通安全教育を実施します。

①- 2 子どもの交通事故対策

子どもの交通安全教育については、家庭、保育所、幼稚園、小中学校等と連携した交通安全教室を開催し、正しい交通マナーの普及と身近な交通環境において安全に行動できる能力を養います。

①- 3 交通安全運動の推進

車両台数、運転免許保持者の増加が著しい車社会のなかで、警察、関係機関、団体等と協力し、交通安全意識の普及と市民が参加できる交通安全運動を展開します。

①- 4 交通事故危険箇所の情報提供

死傷事故率が高い、または死傷事故が多発する交差点などの交通事故危険箇所を調査し、交通安全対策や道路改良など危険箇所の改善に努めます。

①- 5 道路交通環境の整備

交通事故の防止を重視し、防護柵、カーブミラーなどの交通安全施設の点検・整備を進めるほか、横断歩道、信号機、道路標識などの設置を促進します。

①- 6 地域における警察力の向上

交通安全、防犯の両面から地域における警察力の向上が求められており、警察署の誘致を促進します。また、年4回実施される交通安全運動を中心とした各種取り組みおよび街頭指導活動を充実させ、市内における交通事故の発生件数の減少に努めます。

①- 7 交通事故被害者救済対策の推進

交通事故による被害者の救済策として設けられている三重県交通災害共済制度に対する市民の認識と理解を深め、加入促進に努めます。

（数値目標）		平成16年	平成22年
	◆ カーブミラーの整備	15基/年	20基/年 (H17から+100基)
（主な事業）		＊ 交通安全施設整備事業	

②防犯対策の推進

担当課／総務部 防災交通課

②-1 情報提供および意識啓発

インターネットを利用した犯罪や振り込め詐欺など犯罪が複雑化、高度化しているため、インターネット利用者や高齢者等に、犯罪発生状況や防犯に関する情報を提供し、防犯意識の啓発に努めます。

②-2 非行防止活動の体制づくり

警察や青少年補導センターなど関係機関の協力のもとで、家庭、学校、企業、地域が一体となって非行防止活動に取り組む体制づくりを支援します。

②-3 地域の連帯意識の向上

地域の連帯意識の希薄化が犯罪を誘発する一因となっていることから、地域が一体となった防犯意識を普及するため、防犯委員会、防犯協会、自治会等の団体を育成・支援するとともに、市民の日常における防犯に対する「地域の目」を育てます。

②-4 防犯施設の整備

防犯灯、通報装置等の防犯設備の整備を計画的に推進するとともに、防犯灯については新規設置および移設等の整備を推進します。

(数値目標)		平成17年	平成22年
	◆ 防犯灯の整備	6,218基	6,518基
(主な事業)	＊ 防犯灯整備事業		



■(2)消費者保護の推進■

現状と課題

- 近年、訪問販売に加え、インターネットによる注文販売やカタログの通信販売など、契約、販売形態が多様化しており、これらを利用した悪質な商法が社会問題となっています。三重県県民生活センターが相談窓口となり、各種苦情相談を受けておりますが、特に高齢者や若者などが巻き込まれる場合が多く、トラブルや相談件数は増加傾向にあります。健全な消費生活を送るためには、商品の安全性や品質にとどまらず、氾濫する情報を見極め、悪質商法の実態などに対する正しい知識を共有するなど「かしこい消費者」の育成が必要になっています。

施策の体系

消費者保護の推進——①消費者保護の推進

施策の方向

①消費者保護の推進

担当課／産業振興部 商工観光政策課

①-1 消費者保護の推進

商品の安全性や、トラブルの事例、悪質商法の実態、環境にやさしい商品等さまざまな情報を幅広く収集発信し、消費者保護のための啓発に努め、「かしこい消費者」の育成を図ります。また、消費者からの苦情、相談に迅速に対応できるよう、三重県県民生活センターの有効活用を図るとともに、消費者保護のための消費生活専門相談員の養成を促進します。



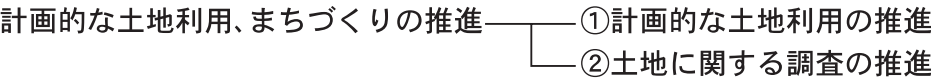
2-3 居住環境の整備

■(1)計画的な土地利用、まちづくりの推進■

現状と課題

- 本市は、浜島都市計画区域（旧浜島町、旧阿児町、旧磯部町）6,771ha、大王都市計画区域（旧大王町）958ha、志摩都市計画区域（旧志摩町）1,195ha、の3つの都市計画区域が指定されています。良好な都市環境、魅力的な都市空間を形成するためには、長期的な視野を持って、計画的な土地利用を進める必要があります。
- まちづくりのための整備計画を立案するとともに、災害時の復旧や土地にかかるトラブルの未然防止など、土地行政を円滑に進めるためには、土地の実態を正確に把握することが重要であり、地籍調査の継続した実施が必要です。

施策の体系



施策の方向

①計画的な土地利用の推進

担当課／建設部 都市計画課

①-1 適正な土地利用

良好な都市環境、魅力的な都市空間を形成するため、国土利用計画*1に基づき、秩序ある適正な土地利用に努めます。

①-2 都市計画マスタープランの策定

都市の総合性・一体性を確保するため、三重県都市マスタープラン等の上位計画との整合性を図りつつ、都市計画マスタープラン*2を策定し、長期的な視野を持って地域整備を推進します。

①-3 都市景観の保全と創出

緑の基本計画を策定し、計画的な緑地空間の保全・創出に努めるとともに、適切な土地利用と開発指導を図り、自然的景観をいかした志摩市らしい都市景観の創出に努めます。

- (主な事業)
- * 都市計画マスタープラン策定事業
 - * 緑の基本計画策定事業

②土地に関する調査の推進

担当課／建設部 監理課

②-1 地籍調査の推進

土地の保全管理や土地行政の円滑化のため、「国土調査法」および「国土調査促進特別措置法」に基づく国土調査事業10か年計画（平成12年度～21年度）に沿って、地籍調査を推進します。

(数値目標)		平成16年	平成22年
	◆ 地籍調査事業(事業着手率)	46.3%	49.7%
(主な事業)	* 地籍調査事業		

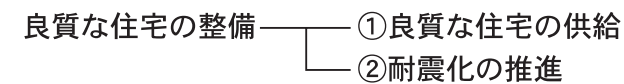
*1 国土利用計画：国土利用計画法に基づいて策定される計画で、国土の利用に関して、都市計画、農業振興地域整備計画など、他の計画の基本となるもの。
*2 都市計画マスタープラン：ゾーニング（地域区分）などの土地利用規制、都市開発などの根拠となる長期的、総合的な計画で、都市計画に関する基本的な方針を定めたもの。

■ (2) 良質な住宅の整備 ■

現状と課題

- 社会経済情勢の変化にともなって住宅に対するニーズも地域において多様なものとなっており、公的賃貸住宅についても多様なニーズに応えられるよう、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」が平成17年8月1日に施行されたところです。現在、本市では49団地591戸の市営住宅を管理していますが、管理棟数156棟のうち、102棟が耐用年限の1/2を、5棟が耐用年限を経過し、老朽化が進んでいます。これら既存の市営住宅ストック*1を有効活用することによって、地域の実情に応じた住宅供給を図ることが求められています。
- 本市では、発生が予想される地震に備えて耐震診断、耐震補強に対して補助を行っています。耐震診断については、民間住宅においても着実に実施されてきていますが、耐震補強については、耐震診断に比べて個人の負担する金額が大きくなることもあり、事業を推進していくうえでの課題となっています。しかし、住宅の耐震化が「まち」の耐震化につながるという認識のもと、引き続き住宅の耐震化について普及・啓発していくことが必要です。

施策の体系



*1 ストック：備蓄や在庫など、ある一時点に存在するもの。また、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。

施策の方向

① 良質な住宅の供給

担当課／建設部 都市計画課

①-1 計画的な住宅供給の推進

地域の住宅需要に応じた住宅供給を図るため、住宅マスタープランや市営住宅ストック総合活用計画等を策定し、計画的な住宅供給の誘導・調整に努め、良質な住宅ストックの形成を図ります。

①-2 市営住宅の適正管理

地域需要に応じた市営住宅のストックの活用を図るため、市営住宅ストック総合活用計画や地域住宅計画に基づき、老朽化にともなう改修・建替等、市営住宅の適正な管理・供給に努めます。

- | | |
|--------|--|
| (主な事業) | <ul style="list-style-type: none"> * 志摩市住宅マスタープラン策定事業 * 市営住宅ストック総合活用計画策定事業 * 地域住宅計画策定事業 * 市営住宅整備事業 * 市営住宅耐震診断 * 改良住宅立替事業計画策定事業 |
|--------|--|

② 耐震化の推進

担当課／建設部 都市計画課

②-1 住宅の耐震化の促進

地震に備えて、住宅の耐震化についての普及・啓発を推進するとともに、木造住宅の耐震診断や耐震補強に対する費用補助を行い、木造住宅の耐震化を促進します。

- | | |
|--------|--|
| (主な事業) | <ul style="list-style-type: none"> * 木造住宅耐震診断支援事業 * 木造住宅耐震補強補助事業 |
|--------|--|

2-4 交通体系の整備

■(1) 道路網の整備・充実■

現状と課題

- 本市における主要な幹線道路として、国道167号および県道鳥羽阿児線（パールロード）で鳥羽市方面へ、主要地方道伊勢磯部線（伊勢道路）で伊勢市へ連絡するとともに、国道260号は御座から海上ルートを経て浜島へ通じています。市民生活は、これら道路網の整備や情報通信技術の発展にともなって、その生活圏は拡大しており、生活圏の拡大に対応し、地域経済を支える広域的な道路網の形成が必要です。
- 生活道路は、市民生活の根幹を担っており、幹線道路へのアクセス*1や地域の防災活動を支える重要な施設です。住環境と密接にかかわって市民生活に直結した道路整備が求められており、日常生活の利便性を高める道路網として、生活道路の整備が必要です。
- 地震発生時における孤立地域の解消や救急医療施設へのアクセス、防災拠点となる公共施設や緊急物資等の緊急支援ルートが速やかに確保されるように、発生が予想される大規模地震に備えた道路の耐震化が必要です。
- 主要道路は車両の大型化や交通量の増加もあり、歩道・車道分離、バリアフリー化が望まれており、伊勢志摩国立公園という立地条件を踏まえた、道路環境の質的向上が必要です。

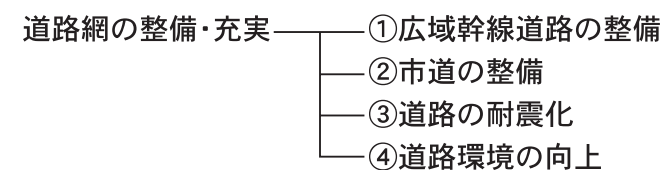
■志摩市の級別路線延長

（平成16年10月1日現在）

地域別	等級別	1 級路線		2 級路線		その他		合 計	
		路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)
浜 島		13	13,519	6	7,497	208	46,929	227	67,945
大 王		13	9,853	14	8,274	349	48,537	376	66,664
志 摩		20	19,624	17	11,070	543	100,207	580	130,901
阿 児		20	36,669	19	19,757	595	157,503	634	213,929
磯 部		29	39,103	57	35,428	373	78,459	459	152,990
計		95	118,768	113	82,026	2,068	431,635	2,276	632,429

資料：建設整備課（道路台帳）

施策の体系



*1 アクセス：近さ。目的地までの到達手段。

施策の方向

①広域幹線道路の整備

担当課／建設部 建設整備課
企画部 企画政策課

①-1 幹線道路の整備

地域の活性化のため、鵜方磯部バイパスや浜島バイパスなどの国道・県道バイパスの早期実現に向けて働きかけるとともに、地域間を結ぶ主要幹線道路や国道・主要地方道など幹線道路網の整備促進に努めます。

①-2 広域道路ネットワークの整備

英虞湾周遊ルートの構築や志摩地域の活性化および生活圏の拡大のため、近畿自動車道伊勢線・伊勢二見鳥羽ラインと結ぶ伊勢志摩連絡道路（第二伊勢道路）および英虞湾架橋の早期実現に向けて、関係機関に強く働きかけます。また、伊勢湾口道路についても関係機関との連携を図りながら早期実現に向けて働きかけます。

- （主な事業）
- * 国道167号（第二伊勢道路）
 - * 国道167号（鵜方磯部バイパス）道路改良事業
 - * 国道260号（志摩バイパス）道路改良事業
 - * 県道浜島阿児線（浜島バイパス）道路改良事業
 - * 県道鳥羽磯部線道路改良事業
 - * 県道磯部浜島線
 - * 県道登茂山公園線
 - * 県道南勢磯部線
 - * 県道磯部大王線（志島バイパス）
 - * 県道安乗港線

②市道の整備

担当課／建設部 建設整備課

②-1 市道整備計画の策定

新道路整備5か年計画（平成20年～24年）に沿った市道整備計画を策定し、計画的な道路整備を推進します。

②-2 生活道路の整備

緊急度の高い市民生活に直結した市道の整備を推進するとともに、地場産業の育成と地域振興を図るため、観光振興の立場から他計画との調整に努めます。

- （主な事業）
- * 市道整備計画策定事業
 - * 市道越賀線道路改良事業
 - * 市道オコジ線道路改良事業
 - * 市道堂岡岩出線（第二工区）道路改良事業
 - * 市道市後神社線道路改良事業
 - * 市道新設改良事業

③道路の耐震化

担当課／建設部 建設整備課

③-1 道路耐震化の推進

大規模地震に備えて、災害時に避難や救援、救出活動等が円滑にできるよう、緊急輸送道路となる橋梁の耐震補強を推進し、道路の耐震化を図ります。

(主な事業) * 市道橋梁補強耐震事業

④道路環境の向上

担当課／建設部 建設整備課

④-1 標識の整備・充実

志摩市として統一した道路標識、案内標識の整備を推進し、観光客等、だれにでも分かりやすく景観に配慮した標識の設置に努めます。

④-2 道路景観の向上

道路の沿道景観の向上のため、新設道路の歩道においては街路樹の設置事業を展開するなど、道路景観の整備を推進します。また、美化パートナー、各種団体およびボランティア組織などと連携を密にし、市民との協働による道路の清掃や、自治会等の団体による草刈等の委託を推進し、地域住民とともに安心して快適な道づくりに努めます。

④-3 バリアフリー化の推進

主要道路・通学路への歩道の設置・確保による危険箇所の解消に努めるとともに、段差の解消など、道路のバリアフリー化を推進します。

(主な事業) * 道路標識、案内標識設置事業
* 街路樹設置事業
* 交通安全施設整備事業

(2) 公共交通体系の充実

現状と課題

○ 近年のモータリゼーション*¹の進展にともない、本市においても公共交通機関の利用状況が低下している現状にあり、バス路線の廃止や運行本数の削減が行われるなど、生活交通の確保が困難になっています。しかし、自ら交通手段を持たない高齢者や学生にとって、公共交通機関はなくてはならない移動手段であるため、その役割が重要となってきています。また、人口減少と高齢化の進む離島地域では、定期船航路の維持・確保が重要となっており、市民生活に不可欠な移動手段として生活交通の利便性の向上を図ることが必要です。

○ 公共交通機関は、市民だけでなく観光客にとっても重要な移動手段です。本市を訪れる観光客にとって、本市が魅力的なものであるためには、観光資源の価値に加えて、観光客がいかにスムーズに地域内を移動できる環境が提供されているかが大きなポイントとなります。そうしたなか、公共交通機関を単に交通手段としてだけでなく、地域社会を維持していくうえで必要不可欠な要素としてとらえ、地域経営という観点で、市民生活と観光の両面から公共交通体系のあり方について総合的に見直す必要があります。

■駅別一日乗降人員数の推計 (単位：人)

区 分		平成12年度	平成15年度
近鉄	五 知 駅	59	39
	沓 掛 駅	85	43
	上 之 郷 駅	250	161
	志摩磯部駅	2,895	1,832
	穴 川 駅	217	87
	志摩横山駅	297	294
	鵜 方 駅	2,811	2,498
	志摩神明駅	398	392
	賢 島 駅	1,314	1,068
計		8,326	6,414

※調査は3年に1度

資料：近畿日本鉄道

■自主運行バス路線乗車人員数の推計

(各年10月1日～翌年9月30日、単位：人)

区 分	平成15年	平成16年
志 島 循 環	38,037	39,587
磯部市民バス	—	596
計	38,037	40,183

資料：三重交通

■定期船の利用状況

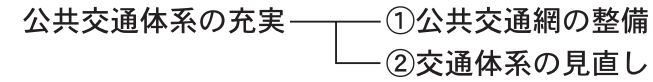
(各年4月1日～3月31日、単位：人)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
浜島～御座～賢島	28,989	19,907	16,322	15,159	11,169	10,585
和具～間崎島～賢島	90,165	86,513	81,649	73,493	72,252	64,754
計	119,154	106,420	97,971	88,652	83,421	75,339

資料：志摩マリンレジャー

*¹ モータリゼーション：本来「動力化」、「自動車化」を意味するが、「自動車の大衆化」「生活必需品としての自動車の普及」という意味で用いられる。

施策の体系



施策の方向

①公共交通網の整備

①- 1 バス路線の維持・確保

子どもや高齢者などの交通弱者の移動手段を確保するため、バス運行業務の委託および助成を行い、バス路線の維持・確保に努めます。

①- 2 定期船航路の維持・確保

本土と離島および英虞湾内における定期船航路の維持・確保に努めます。

①- 3 観光と鉄道施策の協調・連携

利用者の利便性を図るため、サービスの充実を鉄道事業者に要請するとともに、キャンペーンの実施や周遊チケットの設定など、観光と協調・連携した鉄道施策の展開を働きかけます。

(主な事業) * バス運行業務委託事業
* 指定航路確保補助事業
* 県道船運行事業

担当課/企画部 企画政策課
産業振興部 ともやま公園事務所
建設部 都市計画課

②交通体系の見直し

②- 1 交通体系の見直し

観光客の二次交通問題や交通弱者に対するフォローなどを考慮し、地域社会を維持していくため、市民生活と観光の両面から、市民、事業者、行政が協働して新たな交通手段も含めた総合的な交通体系のあり方を検討します。

(主な事業) * 自主運行バス等の導入

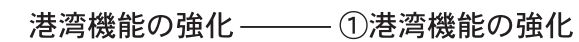
担当課/企画部 企画政策課

■(3) 港湾機能の強化■

現状と課題

- 本市は、的矢港、賢島港、浜島港の3港を有しており、それぞれ日頃は海上交通、物流等の役割を果たしていますが、海上交通や港湾観光めぐりの拠点など、今後さらなる港湾機能の強化による多目的な利用の促進が望まれています。特に浜島港については県下唯一の避難港であり、災害発生時にも機能を発揮できる防災拠点としての港湾づくりが求められています。また、産業活動をサポートする機能や、市民に新しい魅力を提供できるような都市機能を後背地に整備し、港と一体になった活用を図ることで、観光等にぎわいのある複合的なみなどまちづくりが望まれます。

施策の体系



施策の方向

①港湾機能の強化

担当課/建設部 建設整備課

①- 1 港湾機能の強化

避難港として耐震バース*1の整備など、港湾機能の充実・強化を図るとともに、海上交通・港湾観光めぐりの拠点としての港湾機能の強化を図り、港湾の多目的利用を促進します。

(主な事業) * 耐震バース整備事業(浜島港・地域再生事業)

*1 バース：埠頭において、船舶を係留できる施設を施した所定の停泊場所のこと。また、それを数える単位としても使う。

2-5 離島地域の振興

（1）離島地域の振興

現状と課題

- 昭和28年の「離島振興法」制定以来、離島振興計画に基づき、漁港等の産業基盤、水道等の生活基盤が整備され、離島の生活は着実に改善されてきました。本市では、渡鹿野島、間崎島で「離島振興法」の適用を受けていますが、交通、産業、生活環境、医療、福祉、教育など、今後とも格差是正に向けた取り組みが必要です。
- 離島地域においては、地震・津波や台風災害などの市民の生命・財産に及ぼす影響は特に深刻なものがあり、災害発生時に孤立しないよう防災体制の充実を図ることが必要です。また、若年層の流出や少子高齢化により、老年人口比率が本土に対し高く、無医地域でもあるため、救急患者の搬送体制の強化も求められています。
- 近年、社会情勢が大きな変革期にあるなかで、離島固有の地理的・自然的特性をいかし、自立的発展のための方策へ進展していくことが求められています。

■面積・人口の状況

島名	面積(k㎡)	総人口			老年人口(65歳以上)			若年人口(15～24歳)		
		平成7年	平成12年	減少率(%)	平成7年	平成12年	増加率(%)	平成7年	平成12年	減少率(%)
渡鹿野島	0.69	502人	392人	21.9	94人 (18.7)	110人 (28.1)	17.0	45人 (9.0)	25人 (6.4)	44.4
間崎島	0.36	259人	192人	25.9	72人 (27.8)	93人 (48.4)	29.2	5人 (0.8)	7人 (3.6)	△40.0

※()内は老年人口比率および若年人口比率(%)

人口：三重県離島振興計画

施策の体系



施策の方向

①市民サービスの向上

担当課/企画部 企画政策課

①-1 市民サービスの向上

本土との市民サービス格差をなくし離島の振興を図るため、離島振興計画に基づく諸施策を計画的に実施し、航路の確保や島内道路の整備と離島架橋の調査検討、生活環境の整備、保健・医療・福祉サービスの向上に努めます。

- (主な事業)
- * 離島地域振興事業
 - * 離島架橋の調査検討
 - * 離島航路助成事業

②防災・安全機能の向上

担当課/企画部 企画政策課

②-1 防災機能の向上

地震や津波などの災害が危惧されるなか、島民および来訪者が安全・迅速に避難できる道路の優先的な整備を図るとともに、護岸整備等を検討します。

②-2 医療・救急体制の強化

健康診断、健康相談の実施による予防医療を推進し疾病の早期発見に努めるとともに、救急患者の搬送体制の強化を図るため、ヘリポートの整備など緊急時の輸送システムを検討します。

- (主な事業)
- * 道路標識、案内標識設置事業
 - * 街路樹設置事業
 - * 交通安全施設整備事業

③産業の振興

担当課/企画部 企画政策課

③-1 産業の振興

離島地域の自立的な発展に向けて、離島振興計画に基づく水産業、観光業を中心とする産業の振興を図るとともに、後継者の育成に努めます。また、自然をキーワードにした参加型・体験型イベントや、離島の魅力をいかした「なごみ」の空間づくりによって観光客誘致も推進します。

- (主な事業)
- * 離島地域振興事業